

「ししまろ」商標等使用規程

(趣旨)

第1条 非辛みシシトウのブランド力向上及び本県農業の振興を図るため、高知県が所有する商標、著作物その他の知的財産「ししまろ」の使用に関し、高知県が取得している商標権の範囲外の使用にかかる必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この使用規程において、高知県が取得している商標権（第29類、第30類、第31類）の範囲外の商標、著作物その他の知的財産「ししまろ」（以下「本商標等」という。）とは、下記のことを指す。

- (1) 「ししまろ」文字
- (2) 「ししまろ」図形（ロゴ）
…「高知県産「ししまろ」ブランドロゴデザインマニュアル」に準拠したもの

(使用範囲)

第3条 本商標等について、次の事項について使用することができる。

- (1) 「ししまろ」商標使用管理要綱で許諾を受けた青果物原料を用いた商品、サービス等。
- (2) その他、「ししまろ」の認知度向上等に資すると判断できるもの。

(使用申請)

第4条 本商標等を使用する場合は、あらかじめ別記第1号様式により高知県知事に申請し、使用許諾を受けなければならない。

- 2 知事は、必要があると判断したときには、申請者に対し、書類修正や追加書類の提出を求めることができる。

(使用申請の免除)

第5条 知事は、国及び地方公共団体のほか、本商標等の使用が必要かつ妥当と認める者については、第4条で定める手続きを免除し、本商標等を使用させることができるものとする。

(使用許諾)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、第4条第1項の規程による申請内容を審査し、適当と認められる場合には本商標等の使用を許諾し、別記第2号様式を交付する。

- (1) 県の品位を損なうおそれがある場合。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合。
- (3) 特定の個人、団体、法人（県を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。
- (4) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに關する利用と認められる場合。
- (5) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。この号において同じ。）又は暴力団に關与する者が利用する場合。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同

- 条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者が利用する場合。
- (7) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57条)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者が利用する場合。
 - (8) イラスト等の利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合。
 - (9) 本使用規程に基づいて使用しないおそれがある場合。
 - (10) 「ししまろ」のイメージを損なうおそれがある場合。
 - (11) その他公益上の観点又は著作権管理上の観点から不相当である場合。
- 2 知事は、本商標等の使用に際し、必要に応じ条件を付すことができる。
 - 3 知事は、使用を許諾しない場合は、別記第3号様式により、申請者に通知するものとする。

(使用期間)

第7条 使用許諾の有効期限は、原則として許諾日から次回変更申請の提出又は許諾取消の日までとする。

(使用実績の報告)

- 第8条 第6条第1項により使用許諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用期間中における本商標等の前年度の使用実績を別記第4号様式により翌年度4月30日(ただし、4月30日が土日祝日の場合は、その前日を締切日とする。)までに報告しなければならない。
- 2 ただし、使用実績が確定していない場合は、使用実績見込みとして報告し、使用実績が確定し次第速やかに使用実績報告書を提出するものとする。

(許諾内容の変更)

- 第9条 使用者は、第6条第1項により受けた商標等使用許諾の内容を変更しようとするときは、別記第5号様式を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、本商標等の使用内容の変更を許諾する場合には、別記第6号様式により、使用者に通知するものとする。
 - 3 知事は、本商標等の使用内容の変更を許諾しない場合には、別記第7号様式により、使用者に通知するものとする。
 - 4 第1項については第4条第2項の規程を、第2項については第6条第2項の規程を準用する。

(使用の廃止)

第10条 使用者は、本商標等の使用を廃止したときは、速やかにその旨を別記第8号様式により知事に届出なければならない。

(本商標等の使用料)

第11条 本商標等の使用料は、無料とする。

(使用者の義務)

- 第12条 使用者は、本商標(図形(ロゴ))の使用にあたり、「高知県産「ししまろ」ブランドロゴデザインマニュアル」に準拠して表示するものとする。
- 2 関係法規を遵守するとともに、本商標等の機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないよう努めるものとする。

- 3 使用者は、本商標等の使用権を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。
- 4 本商標等を使用する商品に使用されるシントウは全て辛み成分（カプサイシノイド）を生成しない別表1に示すシントウ品種のみに限られていなければならない。
- 5 使用者は、本商標等について品質を誤認させるような使用をしてはならない。
- 6 使用者は、第三者が本商標等を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに高知県に報告しなければならない。
- 7 使用者は、本商標等の使用に関係する第三者との係争、審判、訴訟等については、具体的措置の方法等を高知県と協議して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用は使用者の負担とする。
- 8 使用者は、本商標等を使用した商品やサービス等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負わなければならない。
- 9 本商標等を使用した商品やサービス等に係るクレーム等は、使用者の責任の下、適切に処理し、他の使用者にも影響が及ぶような重大な事案が発生した場合は、速やかに高知県に報告しなければならない。
- 10 使用者が、本商標等の使用に関係して高知県に損害を与えた場合には、故意又は過失の有無に関わらず、当該使用者がその損害について全責任を負うものとし、高知県は一切の損害、損失についての責任を負わないものとする。

（検査）

第13条 知事は、必要があると認めるときは、使用者に報告及び関係書類の提出、本商標等を表示した商品等の提供を求めるほか、製造等の施設への立入検査をすることができるものとし、使用者はこれに適切に対応しなければならない。

（その他の解除）

第14条 知事は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、使用者に催告を行うことなく、別記第9号様式をもって許諾を取り消すことができる。

- (1) 使用者が、本使用規程に違反したと知事が認めたとき。
- (2) 使用者が、虚偽の内容で申請を行っていたとき。

2 第1項に規定する措置により使用者に生じた損害は、全て使用者が負うものとし、高知県は一切の責任を負わないものとする。

（担当部課）

第15条 本商標等使用許諾に関する事務は、農産物マーケティング戦略課が処理する。

（その他の事項）

第16条 本使用規程に定めのない事項について疑義が生じた場合は、知事が別に定める。

附 則

本使用規程は、令和6年12月26日から施行する。